

富山県立上市高等学校同窓会規約

第一章 総 則

本会は富山県立上市高等学校同窓会と称し事務局を同校内に置く。

第2条

本会は会員相互の親睦を厚くし、社会的教養を高め母校の発展に協力することを目的とする。

第3条

本会は第2条の目的遂行のため次の事業を行なう。

- (1) 教養向上に関する調査研究発表会協議会の開催
- (2) 母校の教育伸展に協力
- (3) 会員の弔慰
- (4) 会報及び会員名簿の編集頒布
- (5) その他必要な事項

第二章 会 員

第4条

本会は次の者を以て組織する。

通常会員

- (1) 中新川郡立富山県中新農業学校卒業生
- (2) 富山県立上市農学校並びに富山県立上市農林学校及び女子専攻科卒業生
- (3) 上市実科高等女学校並びに上市高等女学校及び富山県上市高等女学校卒業生
- (4) 富山県立上市高等学校卒業生
- (5) (2) (3) (4) 項の併設中学校卒業生
- (6) 上記の学校の中途退学者で入会を希望する者

賛助会員

富山県立上市高等学校旧職員並びに現職員

準会員

富山県立上市高等学校在校生

第5条

旧職員中本会のため特に功労のあった者を推薦により名誉会員とする。

第三章 組織・運営

第6条

本会に次の役員を置く。

- 会長 1名 総会において会員中より選出する。
- 副会長 若干名 総会において会員中より選出する。
- 監事 若干名 総会において会員中より選出する。
- 幹事 若干名 通常会員及び賛助会員の中より、会長がこれを委嘱する。
- 常任幹事 若干名 本校職員の中より事務局長1名、総務1名、会計2名、庶務若干名を会長が委嘱する。

第7条

- 会長は本会を代表し、会務の運営を統括する。
- 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは之を代行する。
- 幹事は会務及び会計の状況を監査する。
- 幹事及び常任幹事は会長の命を受け会務に従事する。

第8条

- 役員任期は2年とし再選を妨げない。
- 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第9条

- 本会に名誉会長・顧問・相談役及び参与を置くことができる。
- 名誉会長・顧問・相談役及び参与は役員会の推薦により会長が委嘱する。
- 名誉会長 多年にわたり会長を務め、特に功労のあった者
- 顧問 若干名 会長経験者及び現職の学校長
- 相談役 若干名 多年にわたり支部長及び役員を勤め、特に功労のあった者、及び本校の教頭、事務部長
- 参与 識見者で多年にわたり功労のあった者

第10条

総会は会員全部で組織し、会務会計の報告、役員改選、規約の廃、その他重要事項を審議し、決議は出席会員の過半数を以って決する。総会は毎年8月に開く。必要に応じ会長の招集により臨時総会を開くことができる。

第11条

- (1) 役員会は第6条の役員及び顧問・相談役で組織し、予算・決算、その他必要な会務を審議する。
- (2) 必要ある時は、別に細則を設けることができる。

第12条

本会に支部を設けることができる。
支部を設立するときは規約を定め事務局に提出するものとする。

第四章 経 費

第13条

本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入を以ってこれにあてる。
会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

附則

昭和24. 8. 17 規約設定
昭和32. 8. 18 規約一部改正
昭和37. 8. 17 規約一部改正
昭和39. 8. 17 規約一部改正
昭和47. 8. 17 規約一部改正
昭和50. 8. 17 規約一部改正
昭和59. 8. 19 規約一部改正
平成 5. 8. 22 規約一部改正
平成15. 8. 17 規約一部改正
平成20. 8. 17 規約一部改正

同窓会規約 細則

- 1、 通常会員は入会費として1,000円を入会の際納入し、準会員は年額500円を納入するものとする。
- 2、 役員は役員会費として年額3,000円を納入するものとする。